

議案第44号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三田市水道事業給水条例（昭和43年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、管理者は、メーターの設置について、指定給水装置工事事業者の同意を得て、指定給水装置工事業者にこれを行わせることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。